

蓮田白岡衛生組合有価物売却契約約款

(総則)

第1条 売出人(以下「甲」という。)及び買受人(以下「乙」という。)は、有価物売却契約書及び仕様書に定めるもののほか、この約款に基づき、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(契約金額を含むもの)

第2条 有価物の引取りに要する運搬、器具その他一切の費用は、乙の負担とする。

(単価契約における特例)

第3条 請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(契約の保証)

第4条 乙は、甲が求めたときは、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実に認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「補償の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

また、単価契約の場合は、売却する予定数量に単価を乗じた金額を契約保証金の額とする。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

5 甲は、業務の完了後、直ちに契約保証金を乙に返還するものとする。ただし、特別の事由がある場合はこの限りでない。

6 甲は、この契約に基づき乙から取得することができる違約金その他金銭があるときは、

契約保証金からこれを控除することができる。

7 甲は、契約保証金について、利息を付さない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務の調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況につき調査し、又は、報告を求めることができる。

(下請負等)

第7条 乙は、この契約の履行について、業務の全部を一括して又は主体部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

3 甲は、業務の履行につき著しく不相当と認められる受任者又は下請負人があるときは、乙に対してその変更を請求することができる。

(下請負人の通知)

第8条 甲は、乙に対して、下請負人につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(監督職員)

第9条 甲は、監督職員を定めたときは、書面によりその氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

(現場代理人及び主任技術者)

第10条 乙は、現場代理人及び主任技術者又はそのいずれかを定め、書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。現場代理人又は主任技術者を変更したときも、同様とする。ただし、甲が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、指揮監督しなければならない。

(現場代理人等に対する異議)

第11条 甲又は監督職員は、現場代理人、使用人又は労務者について、業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示して、その変更を求めることができる。

(貸与品)

第12条 甲から乙へこの契約の履行に関し、貸与する重機等の車両やコンテナ等がある場合は、契約書及び仕様書で定めるものとし、貸与する時期は甲乙協議して定める。

2 監督職員は、貸与品を、乙の立会のもとに検査して引渡しするものとする。

3 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって使用、保管しなければならない。

4 乙の故意又は過失により貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、乙は、甲の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復し、若しくはその損害を

賠償しなければならない。

(履行期間の延長)

第13条 乙は、その責に帰することができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めなければならない。

(臨機の措置)

第14条 乙は、災害防止等のため特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙はあらかじめ監督職員の意見を求めなければならない。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではない。

2 前項の場合において、乙は遅滞なく、そのとった措置について監督職員に通知しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第15条 業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(検査)

第16条 乙は、業務が完了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会のうえ業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、甲は、当該検査の結果を書面により乙に通知しなければならない。

(所有権の移転、引渡し)

第17条 有価物の所有権は、乙が代金を納入したときに、甲から乙に移転し、同時にその有価物は、乙に引き渡されたものとする。

2 有価物は、甲の指定する場所での引渡しとする。

(売払数量の確定)

第18条 売払数量は、甲が指定する場所に設置された計量法の規定に基づく特定計量器により計量を行い、仕様書の定めるところにより、この計量結果を甲と乙が確認した上で確定する。

(引取り後の処理)

第19条 乙は引き取った有価物を適正にリサイクル又はリユースしなければならない。

(買取代金の納付)

第20条 乙は、暦月を単位として、売払数量に契約単価を乗じた額を、毎月、甲の定める納入通知書により当該納入通知書記載の納入期日までに納付しなければならない。

(契約内容の変更等)

第21条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は有価物の引取りを一時中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減するときは、当初の契約金額を算出した単価を基準としてこれを算定し、期限を設ける必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第22条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は相手方と協議の上、契約金額その他契約内容を変更することができる。

(かし担保責任)

第23条 有価物の売払い後は、甲は当該有価物のかしについて責任を負わない。

(一般的損害)

第24条 契約の履行について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、当該損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担しなければならない。

(損害賠償)

第25条 乙の責めに帰すべき理由により、乙が本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第20条に規定する買取代金を納入しないとき。
- (2) 乙が正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき甲が認めるとき。
- (3) その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないと甲が認めるとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、履行に当たり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (6) 乙の経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由のあるとき。
- (7) 甲が引渡し場所として指定する場所から許可を受けずに有価物を持ち出したとき。
- (8) 乙に重大な法令違反の事実があることが判明し、この契約の相手方として不相当であると認められるとき。
- (9) この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合においては、乙は、契約代金額（履行済部分があるときは相応する金額を控除した額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲は、契約の履行が完了しない間は、第1項に規定する場合のほか、必要があると認め

るときは、この契約を解除することができる。

4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に生じた損害について、甲は賠償の責を負わない。

5 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となった場合、この契約を解除することができる。

この場合において、乙に損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(業務の履行)

第27条 乙は、この契約の履行にあたって、自らの責任において引取り及び報告を行わなければならない。

なお、契約の履行の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ甲に対し書面により委託内容を届け出て書面による承認を受けなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

第28条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することが出来ない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると甲が認めたときは、甲は、乙に違約金を科して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法で定める率」という。）で計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

3 甲の責に帰すべき理由により、第20条の規定による買取代金の支払が遅れた場合においては、乙は、遅延日数に応じ、未受領金額に支払遅延防止法で定める率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(秘密の保持)

第29条 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第30条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定める。

「改正」平成30年10月23日